

平成27年3月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第28296号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月30日

判 決

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 佐藤顕子
同 五 反 章 裕

東京都 [REDACTED]

被 告 脇坂 [REDACTED]

(以下「被告脇坂」という。)

同訴訟代理人弁護士 渕信明
同訴訟復代理人弁護士 服部毅
同 沖陽介

(住民票上の住所) 東京都 [REDACTED]

被 告 今井 [REDACTED]

(以下「被告今井」という。)

(住民票上の住所) 埼玉県 [REDACTED]

被 告 小泉 [REDACTED]

(以下「被告小泉」という。)

東京都新宿区 [REDACTED]

被 告 共同医療事務センター株式会社

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

西澤

(住民票上の住所) さいたま市

被 告 西澤

(以下「被告西澤」という。)

主 文

- 1 被告今井、被告小泉、被告会社及び被告西澤は、原告に對し、連帶して（うち85万1183円は被告脇坂とも連帶して）、86万2640円及びこれに対する平成25年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告脇坂は、原告に対し、被告今井、被告小泉、被告会社及び被告西澤と連帶して、85万1183円及びこれに対する平成25年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の被告脇坂に対するその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、86万2640円及びこれに対する平成25年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、医療法人社団真匡会（以下「真匡会」という。）から医療機関債の販売を委託された被告会社の従業員からの勧誘を受け、真匡会が発行する医療機関債を購入した原告が、当該医療機関債は、厚生労働省の制定した「医療機

「関債」発行のガイドラインの要件に違反し、また、上記勧誘は、償還される予定のない医療機関債を安全で優良な融資であると誤信させるものであったなどの理由により社会的相当性を逸脱する違法があり、原告は医療機関債購入代金相当額の損害を被ったとして、真匡会の理事長であった被告脇坂、真匡会及び同法人が経営するクリニックの実質的な経営者であった被告今井及び真匡会の理事であった被告小泉に対し、共同不法行為（民法719条、709条）又は会社法429条1項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）117条1項の類推適用に基づき、被告会社に対し、使用者責任（民法715条）、法人としての固有の不法行為（民法709条）又は会社法350条に基づき、被告会社の代表取締役である被告西澤に対し、共同不法行為（民法719条1項、709条）又は会社法429条1項に基づき、損害賠償金86万2640円及びこれに対する平成25年2月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、原告は、当初、真匡会及び被告ら外3名を被告として本訴訟を提起し（この3名に対する訴えは後に取り下げた。）、医療機関債購入代金相当額10万円及び弁護士費用10万円の合計110万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたが、平成25年1月23日、真匡会に対する全部認容判決を得、同判決に基づく強制執行により、同年2月13日、25万7717円の支払を受け、これを執行費用（9670円）及び真匡会に対する訴状送達の日の翌日である平成24年12月5日から平成25年2月13日までの遅延損害金（1万0867円）に充当した後、元金に23万7360円を充当したため、上記第1のとおり、請求を減縮した。

2 前提事実

(1) 当事者

ア 原告は、昭和13年生まれの女性である（甲29）。

イ 被告等

(ア) 真匡会（平成23年3月31日までの名称は医療法人社団賢和会。

以下、名称変更の前後を通じて「真匡会」という。）は、医療法人社団であり、平成23年4月から、東京都新宿区において、医療法人社団真匡会戸山公園クリニック（以下「本件クリニック」という。）を経営していたが、平成24年5月末、本件クリニックを休業した（甲18の1、弁論の全趣旨）。

(イ) 被告脇坂は、医師であり、平成22年12月13日から平成24年6月21日まで、真匡会の代表者理事長であった（甲14、21、24の2、甲27）。

(ウ) 被告今井は、平成23年3月末頃から、事務長として本件クリニックの経営に関与し、同年11月15日から、真匡会の理事にも就任した（甲1の1、34、乙D1、6）。

(エ) 被告小泉は、平成22年12月13日から、真匡会の理事であった（甲1の1、甲21）。

(オ) 被告会社は、有価証券の取得、投資、保管及び運用、病院経営に関する代行業務、病院運用のアドバイザリー業務等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

(カ) 被告西澤は、被告会社の代表取締役である（争いがない）。

(2) 真匡会による医療機関債の発行

真匡会は、平成23年4月から、医療機関債の発行及び募集を開始し、被告会社に引受募集の代行者として販売を委託した（甲12、31）。

真匡会は、同年5月以降、医療機関債の発行について東京都、消費生活センター及び消費者庁等による問合せ、調査及び指導を受けたため、同年9月15日、医療機関債の募集に当たって不適切な勧誘及び行為が行われていた

として、謝罪及び再発防止策を記載した文書をウェブサイト上で公表した。その後、東京都による医療機関債の新規発行の中止勧告を受け、真匡会は、同年10月17日、医療機関債の発行を中止する旨の文書をウェブサイト上で公表した。(甲9, 10, 12, 43, 48の2, 12)

(3) 原告による本件医療機関債の購入

原告は、平成23年10月19日、被告会社の従業員の鈴木 [] (以下「鈴木」という。) から、電話による勧誘を受け、真匡会の発行する第15回医療機関債(以下「本件医療機関債」という。)を100万円分購入し、同月20日、その代金を真匡会に対して支払った(甲3~5, 29)。

原告は、平成24年1月31日、真匡会から利息として1万1457円を受け取ったものの、その後、利息が支払われることはなかった(甲5, 7, 29)。

(4) 「医療機関債」発行のガイドライン

厚生労働省制定の「医療機関債」発行のガイドライン(平成19年3月30日改正。以下、単に「ガイドライン」という。)は、医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人が、民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借り入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいい、証券取引法(平成18年法律第65号による改正後の名称は金融商品取引法。以下同じ。)上の有価証券には該当しないと定め、医療機関債の発行については、①医療機関債を発行できる医療法人は医療機関債を発行する年度の前年度から遡って3年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいこと、②1回当たりの発行総額が1億円以上又は購入人数が50人以上である場合には公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとすること、③医療機関債の発行に当たっては、医療法人は、発行要項(借入金の目的である事業の概要、償還資金の調達方法、発行期間等を記載した購入申込者向けの説明書であって、中長期的な事業計画との関連での資

金償還に係る計画を含むもの。)を作成するものとし、発行要項において、医療機関債は証券取引法の適用がなく、その定める手続によらないものであることを明記するものとすること、④医療法人は、医療機関債の発行時点において、上記③の発行要項のほか、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとすること等を定める(甲13)。

3 争点

(1) 本件医療機関債の発行に係る被告らの責任

(原告の主張)

ア 本件医療機関債の勧誘は、ガイドラインの定める事業内容等の資料の作成、開示及び説明がなく、また、真国会は、ガイドラインの定める財政的基盤を有さず、かつ発行要件を逸脱して不特定多数の者に対して約10億円もの医療機関債を発行した。真国会は、平成23年10月17日に医療機関債の新規発行を行わない旨公表したにもかかわらず、引き続き被告会社に医療機関債の販売を委託し続け、原告に対して本件医療機関債の勧誘を行った。本件医療債の勧誘は、償還する予定もないのに安全で優良な融資であるかのように虚言を述べて、原告にその旨誤信させて本件医療機関債を購入させたものであり、医療機関債の発行という外観を利用した詐欺商法であって、社会的相当性を逸脱する違法がある。

被告らは、下記イからエのとおり、上記違法行為について連帯して責任を負う。

イ 真国会の代表者理事長であった被告脇坂は医療法人の業務を総理する立場にあり、被告今井は真国会及び本件クリニックの事務長として実質的な経営者であり、真国会の理事である被告小泉は医療法人の常務を処理する立場にあり、いずれも真国会の経営の中心的立場にあったところ、共同して違法な医療機関債の発行及び勧誘を組織的に行ったものであるから、共

同不法行為責任（民法719条）を負う。仮にそのような事実が認められないとしても、被告脇坂、被告小泉は理事として、被告今井は事実上の理事として、医療法人に対して善良な管理者としての注意をもってその職務を遂行すべき義務を負うところ、債務超過状態の真匡会が医療機関債を発行し得る実態を兼ね備えていないこと、医療機関債の募集に当たって違法な勧誘行為が行われていることを認識し又は容易に認識し得たのに、漫然と放置して損害の発生を防止すべき義務を怠り、医療機関債の発行及び勧誘を継続したから、この点からも共同不法行為責任（民法719条、709条）を負い、又は会社法429条1項又は一般法人法117条1項の類推適用により損害賠償責任を負う。

ウ 被告会社の代表取締役である被告西澤は、医療機関債の発行により金銭を騙取するために被告会社を経営していたから、上記勧誘行為について、共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。また、被告西澤は、被告会社において違法行為がされないよう業務監督義務を尽くすべきであったのに、少なくとも重過失によりこれを怠ったものであるから、役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法429条1項）を負う。

エ 上記アの勧誘は、被告会社の従業員である鈴木が被告会社の事業の執行として行ったものであり、被告会社の代表取締役である被告西澤についても上記ウのとおり不法行為が成立するから、被告会社は、使用者責任（民法715条）及び代表者の行為についての賠償責任（会社法350条）を負い、また、法人としての固有の不法行為責任（民法709条）も負う。

（被告脇坂の主張）

被告脇坂は、真匡会による医療機関債の発行について、事前の相談や報告を一切受けておらず、理事会決議に参加したこともない。被告脇坂は、平成22年12月に真匡会の理事長に就任したものの、特に業務を行わないまま、平成23年4月頃、理事長職から解任されたとの報告を受け、同月から

同年6月まで、真匡会及び本件クリニックに立ち入っていないし、同年7月以降も、週に1、2日間のみ後任が選任されるまでの暫定的な理事長及び院長としての職務及び診療を行ったものであって、名目的な理事長であった。

被告脇坂は、同年7月25日、被告今井から報告を受けて初めて真匡会が医療機関債を発行していたことを知り、また、同年10月頃、被告今井から同年9月頃に医療機関債の発行を打ち切った旨報告を受けた。

被告脇坂は、真匡会の運営に関与しておらず、医療機関債の発行について一切関与していないし、医療機関債の発行を予見することができなかつたから、被告脇坂に故意はなく、また、医療機関債発行に関する善管注意義務を負っていたといえず、同義務違反はない。さらに、真匡会による医療機関債の発行は、詐欺組織によって行われたものであり、被告脇坂が真匡会による医療機関債の発行を知った時点では、これを阻止して抜本的に対処することは不可能であった。そして、被告脇坂が東京都に対し申告をしたり、預金口座取引を停止したとしても、詐欺組織による本件医療機関債の発行がなかつたとはいえないから、被告脇坂の不作為と原告の本件医療債購入との間に相当因果関係はない。

また、医療法68条において一般法人法78条（代表者の行為についての損害賠償責任）が準用されているのに、会社法429条1項及び一般法人法117条1項が準用されていないことからすれば、医療法人の理事について、会社法429条1項及び一般法人法117条1項が類推適用されることはない。

したがって、被告脇坂は、原告の主張する損害賠償責任を負わない。

(被告今井の主張)

被告今井は、医療機関債の発行に問題があることが分かつた後の処理に当たつたが、本件医療機関債の発行計画及び募集には関与していないから、原告の主張する損害賠償責任を負わない。

(被告小泉の主張)

真匡会の理事は名目的で、役員報酬もなく、真匡会の役員の実態はなかつたから、原告の主張する損害賠償責任を負わない。

(被告会社及び被告西澤の主張)

被告会社は、従業員に対し、真匡会の医療機関債の発行及び募集を行う際には、顧客に対して事業内容等の資料を配布し、医療機関債はあくまで金銭消費貸借契約であり、収益が悪化すれば元金を割る危険性があるというリスクを十分に説明し、強引な勧誘や利益についての断定的判断の提供をせず、購入者の自主判断を重んじるよう指導しており、鈴木もこの指示に従って原告に対して適切な勧誘をした。

また、被告会社及び被告西澤は、本件クリニックは開業間もないために財務状態が良好とはいえないものの、人的物的設備を充実させれば事業として成功することは確実であるという真匡会の言葉を信じ、医療機関債の販売業務を受託したものであり、真匡会の財務内容及び業務内容について知らされておらず、また、知る機会もなかった。

したがって、被告会社及び被告西澤は、原告の主張する損害賠償責任を負わない。

(2) 過失相殺（被告脇坂との関係）

(被告脇坂の主張)

原告は、勧誘を受けた際、電話での説明を受けただけで、説明資料の内容を確認しないまま、誰にも相談することなく、説明を受けたその場で本件医療機関債の購入を即決したものであり、本件医療機関債の購入について過失がある。他方、仮に、被告脇坂に何らかの過失が認められるとしても、被告脇坂は、詐欺組織が医療機関債を発行するために理事長として名義を利用されたにすぎず、その過失の程度は小さい。

したがって、仮に、被告脇坂が原告に対する損害賠償責任を負う場合、

損害の算定に当たり、過失相殺をするべきである。

(原告の主張)

原告は、本件医療機関債の勧誘の際、説明資料を交付されなかつた。また、本件は悪質な詐欺事件であり、高齢者である原告が医療機関債の購入を即決したことは責められるべき事情ではない一方、被告脇坂には、真匡会の代表印や通帳を自ら確認、管理することなく、医療機関債の発行を継続させたことについて、少なくとも重大な注意義務違反があるから、過失相殺をするべきではない。

(3) 損益相殺（被告脇坂との関係）

(被告の主張)

原告は、真匡会から、本件医療機関債の利息として1万1457円を受領したから、仮に、被告脇坂が原告に対する損害賠償責任を負う場合、損害の算定に当たり、損益相殺をするべきである。

(原告の主張)

本件医療機関債の発行は、社会の倫理及び道徳に反する醜惡な行為であるから、利息受領額を損害から控除することは民法708条の趣旨に反し、許されない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 医療機関債発行の発案及び準備

川野 [] (以下「川野」という。) 及び幸松 [] (以下「幸松」という。) らは、それまで川野が代表取締役を務めていた東亜エナジー株式会社における社債販売による金銭の取得が行き詰まつたことから、平成22年10月頃、病院の経営権を取得して医療機関債を発行し、金銭を集めることに思い至つた。川野及び幸松は、平成22年12月、休眠状態であった真匡会の経営権

を取得し、川野の直属の部下であった被告小泉が真匡会理事に就任した。

川野及び幸松は、平成23年1月中旬から下旬頃、被告小泉に指示して、真匡会による本件クリニックの開業準備と並行して、真匡会において医療機関債を発行する準備を行わせ、幸松の部下であった被告西澤に、医療機関債の引受募集を代行する会社として、同年2月14日、被告会社を設立させた。被告小泉及び被告西澤は、真匡会による医療機関債の発行によって集められた金錢が、医療法人の資産取得のためではなく、諸経費や川野と幸松の遊興費に費消されるかもしれないことを認識しつつ、川野及び幸松の指示に従つた（以下、真匡会による医療機関債の発行に関わった川野、幸松、被告小泉、被告西澤などのグループを「本件グループ」という）。

(甲30, 31, 33)

(2) 被告脇坂の理事長就任

ア 被告脇坂は、平成22年12月頃、友人から紹介を受けた井上■から、人工透析を実施する本件クリニックを開設予定であるとして、真匡会の理事長への就任を依頼された。被告脇坂は、人工透析分野の経験がなかったため理事長への就任を断ろうとしたものの、いずれ人工透析分野の専門医を理事長として迎えるつもりであり、当面理事長職の業務はないと言われたことから、同月13日、理事長に就任した。もっとも、理事長就任以降、被告脇坂が理事長印を管理したことはなかった。

(甲21, 甲24の1~4, 甲25~27, 56, 乙B5)

イ 被告脇坂は、平成23年1月下旬頃、被告小泉と面談し、同年2月頃、本件クリニックに係る賃貸借契約を締結し、その保証人となり、公正証書を作成した。また、被告脇坂は、その頃、新宿区保健所に対し、本件クリニックの開設に必要な書類を提出し、同保健所による実地調査に立ち会つた。（甲56, 乙B5, 被告脇坂本人）

ウ 被告脇坂は、平成23年4月20日頃、同月27日に開催予定の新理事

長選出等を議題とする臨時理事会招集通知及び臨時社員総会招集通知を受領した。いずれの書類も真匡会理事長被告脇坂名義で作成されていたが、被告脇坂は、内容を事前に知らされていなかった。被告脇坂は、所用のため上記の臨時理事会及び臨時社員総会を欠席し、後に、被告小泉に対し、新理事長の選任の件を尋ねたが、被告小泉は、曖昧な返事をするだけであり、被告脇坂には、臨時理事会及び臨時社員総会の議事録は交付されず、被告脇坂は、被告小泉に対し、不信感を抱いた。実際には、被告脇坂は、理事長を解任されてはいなかった。(甲56, 乙B3~6, 被告脇坂本人)

エ 被告脇坂は、平成23年4月から平成24年4月までの間、真匡会から、合計435万3110円の報酬を受領した(1か月当たりの報酬は、平成23年4月、同年7月から11月及び平成24年1月がおおむね50万円、平成23年5月及び6月が20万円、平成23年12月が30万円、平成24年4月が15万6730円であり、同年2月及び3月には報酬が支払われていない。甲40, 41, 53, 56; 被告脇坂本人)。

(3) 被告今井の本件クリニックの経営への参加

医療法人の開設等に約25年携わってきた被告今井は、知人の紹介で、平成23年3月25日、開業前の本件クリニックにおいて、幸松、被告小泉らと会い、本件クリニックの経営を依頼された。被告今井は、同月末から、真匡会の事務長として本件クリニックの経営に関与した。被告今井は、平成23年4月末に30万円、同年5月末に40万円、同年6月末以降は月々50万円の給料を受け取っていた。(甲34)

(4) 本件クリニックの開設及び医療機関債の発行

真匡会は、平成23年4月11日、本件クリニックを開設した。当初は、医師が被告脇坂を含めて2名で、診療科目は透析内科のみであったが、後に、内科と整形外科も診療科目となつた。

真匡会は、被告会社に医療機関債の引受募集の代行をさせる形で販売を委

託し、医療機関債の発行及び募集を開始した。

真匡会は、医療機関債の発行要項に、償還期間5年、申込単位100万円（2口）以上、利率おおむね4パーセント、1回当たりの発行総額9000万円、そのうち8550万円（95パーセント）を医療器具の資金に充当し、450万円（5パーセント）を発行諸費用に充当すると記載した。そして、真匡会は、平成23年4月頃から平成24年3月頃まで、15回にわたり、医療機関債を発行し、合計12億8600万円の金錢を集めた。

しかし、上記の発行要項の記載はいずれも虚偽であり、真匡会の医療機関債は、償還計画や事業展開計画が全くないまま発行されたものであり、これにより集められた金錢のうち、医療器具の購入等、ガイドラインに沿った使途として認められる支出は1450万円余りであり、その余のほとんどが被告会社の諸経費、毎月1000万円ほどの真匡会の赤字の補てん、川野や幸松の遊興費等に費消され、償還の目処はなかった。被告会社の代表取締役である被告西澤、本件クリニックの事務長であった被告今井及び本件クリニックの経理を担当していた被告小泉は、そのことを認識していた。（甲12、30～33、37、39～43、45～47）

(5) 真匡会の医療機関債の発行に対する問合せ、調査、指導等

ア 真匡会は、平成23年4月、訪問販売に関し、埼玉県川越警察署から問い合わせを受けた。また、真匡会は、同年5月頃から、医療機関債に関する苦情を受け、東京都、消費生活センター及び消費者庁から問合せを受けたり、公認会計士による決算書の提出、現金の保管状況の説明、顧客の対応状況の説明等を求められるようになった。川野、幸松、被告西澤、被告小泉及び被告今井らは、上記の東京都等からの問合せへの対応策を話し合い、被告今井に東京都への対応を委ねることとした。（甲41～44）

イ(ア) 被告今井及び被告小泉が、被告脇坂は理事長職及び院長職のままであり、本件クリニックにおける診療を行ってほしいと依頼したため、被告

脇坂は、平成23年7月頃から、週2、3回、本件クリニックに勤務するようになった（甲53、56、乙B5、被告脇坂本人）。

(イ) 被告今井は、東京都等からの問合せについて、川野に報告するとともに、真匡会理事長被告脇坂名義の回答文書や公表文書を部下に作成させ、事後的に被告脇坂に確認を求めていた。

平成23年6月10日、同年7月11日及び同月14日の東京都担当者との面談には被告今井が出席し、同月25日の面談には被告今井とともに被告脇坂も出席し、被告脇坂は、この面談に当たって真匡会が医療機関債を発行していることを明確に認識した。被告今井は、被告脇坂に対し、東京都の担当者には真匡会が医療機関債を発行していることを以前から知っていた旨述べるよう指示し、被告脇坂は、被告今井に対して不信感を抱いたが、医療機関債の発行が違法ではないとの説明を信用し、東京都の担当者に対し、被告今井の指示どおりに振る舞った。

被告今井は、同月29日、東京都の質問に対し、真匡会の医療機関債の発行目的である事業の概要として、透析機器の購入や都内3箇所での新規クリニックの開院等を挙げたが、そのような予定はなかった。

被告脇坂は、同月25日の上記面談を受けて、真匡会の事務員に医療機関債の購入者から事情聴取をさせたところ、不満等はなかったとの報告を受け、これを信用した。また、被告脇坂は、本件クリニック内及び真匡会の事務所内を調べたが、医療機関債に関する印刷物を発見することはできず、それ以上の調査を行わなかった。

(甲41、43、48の2～6、乙B5、6、被告脇坂本人、弁論の全趣旨)

ウ(ア) 東京都は、平成23年8月23日、真匡会に対する立入検査を行い、被告脇坂が立ち会った。真匡会側は、本件クリニックの人工透析の患者は3人程度であったのに、東京都に対し、透析機器を10台から20台

に増やすという虚偽の説明をした。東京都の担当者は、償還計画や発行目的が不明確なまま、医療機関債を発行することは望ましくないと伝え、真国会に対し、医療法63条に基づき、医療機関債の事業計画・発行計画及び償還計画等の提出を求めた。

被告今井は、同月30日、東京都の担当者との面談において、医療機関債の発行が10回で終わるとの虚偽の回答をするとともに、上記の求めに対し、発行の目的として、人工透析仕様の医療機器、都内2箇所での新規クリニックの開院等と記載した回答文書を提出した。いずれの内容も虚偽であったが、被告脇坂はその内容を信用した。

東京都は、同年9月9日、真国会に対し、真国会の医療機関債に係る業務が著しく適正を欠くと認められるため、不利益処分を行う予定であり、それに先立ち弁明の機会を与える旨伝えた。真国会は、同月16日、東京都に対し、弁明書を提出した。

(甲30, 41, 43, 45, 48の2, 7~9, 被告脇坂本人)

(イ) 東京都及び消費者庁による調査及び指導を受け、真国会は、平成23年9月15日、医療機関債の募集に当たって、不適切な勧誘及び行為が行われていたとして、謝罪及び再発防止策を記載した文書をウェブサイト上で公表した(甲9)。

エ(ア) 東京都は、平成23年9月26日、真国会に対し、医療機関債の発行手続等は著しく適正を欠いているとして、医療法64条1項に基づく措置命令として、医療機関債に係る具体的な償還計画を策定し、事業計画書、財務諸表等とともに既契約者に開示すること、医療機関債に関して、委託業者による不適切な勧誘が行われている状況を直ちに是正すること等を命じた。

真国会は、同年10月3日、東京都に対し、上記排除措置命令で命じられた措置(以下「再発防止措置」という。)の実施状況を文書で報告

した。

被告脇坂は、遅くともこの頃には、被告今井に対し、医療機関債によつて集められた金銭の所在を尋ねた。被告今井は、被告脇坂に対し、集めた金銭は真匡会のオーナーの預金口座に保管されており、預金通帳もオーナーが保管していると回答したり、現金として金庫に保管されているが金庫の場所は被告今井もわからないなどと回答したところ、被告脇坂は、オーナーへの面会を求めたものの、それ以上の措置を講じなかつた。

(甲43, 48の2, 10, 11, 甲56, 乙B5, 被告脇坂本人)

(イ) 被告脇坂及び被告今井は、同年10月4日の東京都の担当者との面談において医療機関債の発行は全15回を予定しているが、再発防止措置を具体的に実施していない旨述べ、同月6日の面談において、同月7日の第14回の医療機関債の発行は、勧誘状況が思わしくないと述べたが発行しないとは述べなかつた。これに対し、東京都の担当者は、償還計画や事業計画を提出、報告していないのに、医療機関債の発行を続けるのは不適切であり、今後の新規発行について中止命令も辞さないと指導した。

東京都は、同月7日、真匡会に対し、医療機関債の新規発行の中止を勧告した。真匡会は、同月12日、東京都に対し、上記の中止勧告を受け入れる旨の報告文書を提出し、同月17日、医療機関債の発行を中止する旨の文書をウェブサイト上で公表した。被告脇坂は、その後、被告今井から、医療機関債の発行を中止したとの報告を受けた。

(甲10, 48の2, 12~14, 乙B5, 被告脇坂本人)

(ウ) 被告脇坂及び被告小泉は、同月20日、東京都の担当者と面談し、10億円が集まつたので、医療機関債は、もう発行しないと聞いており、第14回及び第15回の医療機関債は発行されていないと思うと述べた

が、同年8月の面談時に新たに購入すると説明していた透析機器10台について、総額と内訳を回答することができなかった。東京都の担当者は、被告脇坂に対し、理事長として自覚を持って対応するよう要請した。

(甲48の15)

(6) 真匡会の財産状態

真匡会は、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの会計年度において、純資産額がマイナス3800万円、当期純損失が5420万4000円であり、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの会計年度において、純資産額がマイナス2億4973万4000円、当期純損失が2億1173万4000円であった（甲15、16）。

本件クリニックは、毎月1000万円程度の赤字であり、本件クリニックの経営を担当していた被告今井及び被告小泉だけでなく、被告西澤も真匡会の財産状態が赤字であることを認識していた。また、被告脇坂も、本件クリニックが4000万円から5000万円の債務超過であるとの認識を有していた。（甲30、40、41、45～47、被告脇坂本人）

(7) 原告による本件医療機関債の購入

原告は、平成23年10月19日、被告会社の従業員の鈴木から、電話により、「真匡会は透析を扱う病院です。年々透析の需要が増加していて透析のための機器を購入する資金が追いつかない状況になっています、透析のための機器を購入したい。人助けだと思ってぜひ資金を融資してください。出資してもらうことによって機器を購入して色々なところに行き渡るようになります。」「将来元金は償還されるし、配当も出ますよ。」と勧誘を受け、その旨誤信し、第15回医療機関債（本件医療機関債）を100万円分（1口50万円を2口）購入したが、その勧誘の際、発行要項、事業の具体的な内容及び計画に関する事業報告書、事業計画書等の資料、財産目録、貸借対照表及び損益計算書等を示されたことはなかった。

原告は、同月20日に本件医療機関債の代金を支払った後、真匡会から本件医療機関債の発行要項等を受け取った。

また、真匡会は、平成24年1月31日、原告に対し、本件医療機関債の利息として1万1457円を支払ったが、その後は、1度も利息を支払わなかつた。

(甲3～7, 8の1, 甲29, 弁論の全趣旨)

(8) その後の経過

ア 消費者庁は、平成24年1月20日、消費者安全法に基づき、医療機関債の不適切な発行、勧誘行為を行っていたとして、真匡会及び被告会社の法人名を公表した（甲12）。

イ 被告脇坂は、平成24年1月、幸松と面談し、医療機関債の発行の不正又は不当行為の疑いを強め、同年3月2日付で、真匡会に対し、理事長職の辞表を提出した（甲56, 乙B5, 6, 被告脇坂本人）。

ウ 川野、幸松、被告今井、被告小泉及び被告西澤など10名が、平成25年2月6日又は8日、本件クリニックの医療器具購入などに利用するなどと偽り、元本保証や高利息を謳い、大阪府と神奈川県の男女5人に対し、11回にわたり医療機関債を販売し、合計約4600万円を詐取したとして、大阪府警察に逮捕された。その後、大阪地方裁判所は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等の罪で、被告今井に対し懲役4年、被告西澤に対し懲役5年の判決を言い渡した。（甲19の1～5, 甲54, 58, 乙B8の1～7）

2 争点(1)（本件医療機関債の発行に係る被告らの責任）について

(1) 本件医療機関債の発行について

上記1(1), (4), (6)のとおり、本件グループは、毎月1000万円程度の損失を出す本件クリニックを経営し、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの当期純損失が2億1173万4000円で、同日現在2億4

973万5000円の債務超過である真匡会において、償還計画や事業展開計画が全くないまま、虚偽の内容の発行要項を作成して医療機関債を発行したものであり、これにより集められた金銭のほとんどが、医療機器の購入等ではなく、被告会社の諸経費、真匡会の赤字の補てん、川野や幸松の遊興費等に費消され、償還の目処は立っていなかった。したがって、真匡会による医療機関債の発行は違法な行為であるところ、上記1(5)エ(イ), (7)のとおり、東京都により医療機関債の新規発行の中止が勧告され、真匡会が医療機関債の発行を中止する旨公表した後に、被告会社の鈴木は、原告に対し、発行要項等の資料を何ら示さずに、透析機器を購入する、元金の償還及び配当があるなどと虚偽の事実を申し向け、原告にその旨信じさせ、本件医療機関債100万円分を購入させた。

そうすると、本件医療機関債の発行及び勧誘は、原告に対し、虚偽の事実を申し向け、原告にその旨誤信させ、本件医療機関債を購入させたものであるから、原告に対する詐欺行為に当たる。

(2) 被告小泉、被告今井、被告西澤及び被告会社の責任

ア 被告小泉の責任

前記第2の2(1)イ(エ)、上記1(1), (4), (5)ア、エ(サ), (6)のとおり、被告小泉は、本件グループの一員として、真匡会の理事に就任して本件クリニックの経理を担当し、上記(1)の真匡会による違法な医療機関債の発行を知りながら、東京都等からの問合せへの回答等に参加し、違法な医療機関債の継続的な発行に加担したから、本件医療機関債の発行及び勧誘について、他の被告らとの共同不法責任を負う。

イ 被告今井の責任

上記1(3), (4), (5)アからエのとおり、被告今井は、本件クリニックの事務長として、上記(1)の真匡会による違法な医療機関債の発行を知りながら、東京都等からの問合せへの対応を担当し、東京都の担当者との面談や

東京都に提出する文書の作成について中心人物として関与し、違法な医療機関債の継続的な発行に加担したから、本件医療機関債の発行及び勧誘について、他の被告らとの共同不法行為責任を負う。

ウ 被告西澤の責任

上記1(1), (4), (5)ア, (6)のとおり、被告西澤は、本件グループの一員として、被告会社を設立して代表取締役に就任し、上記(1)の真匡会による違法な医療機関債の発行を知りながら、これに加担したから、本件医療機関債の発行及び勧誘について、他の被告らと共同不法行為責任を負う。

エ 被告会社の責任

上記ウのとおり、本件医療機関債の発行及び勧誘について、被告会社の代表取締役である被告西澤の不法行為が成立するから、被告会社は、代表者の行為についての賠償責任（会社法350条）を負うほか、上記1(7)のとおり、本件医療機関債の勧誘は、被告会社の従業員であった鈴木が事業の執行として行ったものであるから、使用者責任を負い、また、本件医療機関債の勧誘は、被告会社の営業の一環として行われたものといえるから、法人として他の被告らと共同不法行為責任を負う。

なお、被告会社は、医療機関債の発行及び募集を行う際、従業員に対し、適切な指導を行い、従業員はこの指示に従って適切な勧誘をした旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(3) 被告脇坂の責任

ア(ア) 上記1(2)ア, イ, (5)イ(ア)のとおり、被告脇坂は、平成22年12月に真匡会の理事長に就任し、その後、保健所に対する書類の提出等の手続を行い、平成23年7月以降、少なくとも週2, 3回、本件クリニックに勤務していた。また、上記1(2)エのとおり、被告脇坂は、真匡会から、理事長就任中に合計435万3110円（うち平成23年7月から11月までは月々50万円）の報酬を受領していた。

(イ) 上記1(2)ウのとおり、平成23年4月には、被告脇坂の関与しないところで、真匡会の新理事長選任の臨時社員総会等の招集通知が届くなどし、被告脇坂は、被告小泉に対して不信感を抱いた。

しかし、上記1(2)ア、(5)イ(イ)のとおり、被告脇坂は、理事長印を管理せず、また、内容を事前に確認することなく真匡会理事長被告脇坂名義で東京都等に文書を提出することを容認した。

上記1(5)イ(イ)のとおり、被告脇坂は、平成23年7月25日の東京都の担当者との面談において、医療機関債の発行について知り、被告今井に指示されて、真匡会の医療機関債発行を以前から知っていた旨回答し、被告今井に不信感を抱いた上、東京都から医療機関債の発行に係る基本的事項を定める書類の提出を求められ、医療機関債の発行の適法性について疑問を持つてしかるべきであったのに、医療機関債の発行は違法ではないとの被告今井の話を安易に信用した。

被告脇坂は、自ら診療を行っており、本件クリニックの人工透析の患者数が3人程度であること（甲41）を認識していたのに、上記1(5)ウ(ア)のとおり、同年8月23日の立入検査の際に行われた透析機器を20台に増やすという虚偽の説明について何ら異を唱えず、また、新規クリニックを開院するという計画が真実であると信じた。

被告脇坂は、上記1(5)エ(ア)のとおり、東京都から措置命令が出された同年9月末から10月初め頃、被告今井に対し、医療機関債により集められた金銭の所在を尋ねたところ、被告今井が、真匡会のオーナーが保管しているなどと回答したのに、被告脇坂は、オーナーへの面会を求めただけで、それ以上の措置を講じなかった。そして、上記1(5)エ(ア)、(イ)のとおり、東京都による医療機関債の新規発行の中止勧告後に真匡会が医療機関債の発行の中止を公表した際も、被告脇坂は、事後的な報告を受けただけであった。

イ 医療法人においては、理事長が医療法人を代表し、その業務を総理するとされ（医療法46条の4），真匡会の定款においても、理事長のみが真匡会を代表するとされている（甲15）。理事長は、原則として、医師又は歯科医師でなければならないから（同法46条の3），真匡会にとって、医師である被告脇坂が理事長であることは、医療機関債の発行のために重要な事柄であり、被告今井が文書等の内容を事後的であっても被告脇坂に確認したり、被告脇坂に対し、東京都の担当者に医療機関債の発行を以前から知っていた旨述べるよう指示したのも、理事長である被告脇坂が医療機関債の発行を了解していなければ、医療機関債の発行の維持、継続が困難だと考えたからであると解される。

被告脇坂は、被告小泉及び被告今井の言動に不信感を持っていたのに、東京都等から真匡会の医療機関債の発行に問題があると指摘された後も、真匡会による医療機関債の発行を中止するなどの措置をとることも、理事長を辞任することもなく、被告今井らの説明を鵜呑みにし、東京都の立入検査等に立ち会って被告今井らの指示どおりに行動し、理事長被告脇坂名義での文書が提出されることを是認するなどして、医療機関債の継続的な発行を容易にした。また、被告脇坂は、真匡会の事業計画、財務状況等並びに具体的な医療機関債の発行内容及び方法、医療機関債により集められた金銭の使途等について、客観的資料を確認することを怠るとともに、東京都による医療機関債の新規発行の中止勧告後も、事後的に医療機関債の発行を中止した旨報告を受けただけであり、具体的にどのような対策を講じたのか、その対策が真匡会内部で徹底されているのか等について、確認もしなかった。

以上によれば、被告脇坂は、内容を確認せずに東京都等に真匡会名義の文書を提出し、被告今井らの指示どおりに行動すること等により、真匡会が違法な医療機関債の発行を継続するために相当の役割を果たした

ということができる。そして、被告脇坂は、上記の医療機関債の発行が違法であることを知りつつ、これに加担したとまではいえないが、真匡会の代表者としてその業務について善管注意義務を負っていたにもかかわらず、平成23年7月25日に真匡会による医療機関債の発行を知り、東京都等から医療機関債の発行に係る基本的な文書の提出を求められ、同年8月23日に立入検査を受け、同年9月9日に不利益処分の予告を受けた後も、医療機関債の発行は適法であるとの被告今井らの説明を軽信し、医療機関債の発行中止などの措置等を行わなかつた点で過失があり、本件医療機関債の発行及び勧誘について、他の被告らと共同不法行為責任を負う。

ウ 被告脇坂は、真匡会による医療機関債の発行は、本件グループによって行われたものであり、被告脇坂は名目的な理事長であつて、真匡会による医療機関債の発行を知った時点では、被告脇坂がこれを阻止して抜本的に対処することは不可能であったし、被告脇坂が東京都に対し申告をしたり、預金口座取引を停止したとしても、本件グループによる本件医療機関債の発行がなかつたとはいえないから、被告脇坂の不作為と原告の本件医療債購入との間に相当因果関係がないと主張する。

しかし、被告脇坂は、平成23年7月25日に医療機関債の発行を知り、東京都から医療機関債の発行に係る基本的な文書の提出を求められた時点又は遅くとも東京都による同年9月9日の不利益処分の予告の時点で、その適法性に疑問を持ち、理事長として医療機関債の発行の停止に向けた具体的な行動を取るべきであった。そして、理事長である被告脇坂自らが東京都等に対し医療機関債の不正発行を申告すれば、東京都の調査ばかりでなく警察による捜査等が行われ、その後の医療機関債の発行がされなかつた可能性が十分にあること、原告は、真匡会名義の預金口座に本件医療機関債の購入代金を送金していたところ（甲5）、被告脇坂は、理事

長としてこの口座取引を凍結することもできたことからすると、被告脇坂の上記主張を採用することはできない。

3 争点(2)（過失相殺・被告脇坂との関係）について

上記1(7)のとおり、原告は、鈴木からの電話による勧誘を受けただけで、発行要項等の資料を受け取る前に、家族などに相談することもなく、本件医療機関債の購入を決めたことが認められ、その行動には不注意な点があったといえる。

しかし、本件医療機関債の発行及び勧誘は、高齢の女性である原告に対する悪質な詐欺行為であり、上記2(3)イ、ウのとおり、被告脇坂は、それに故意に加担したとまでは認められないものの、同人には、東京都による調査や立入検査を受け、不利益処分の予告を受けながらも、その適法性に疑問を持たず、適切な措置を講じなかつたという過失があり、その注意義務違反の程度は、上記の原告不注意の程度と比べて著しく重いから、過失相殺をするのは相当ではない。

4 争点(3)（損益相殺・被告脇坂との関係）について

(1) 本件医療機関債の発行及び勧誘による原告の損害は、原告が支払った代金100万円及び弁護士費用相当額10万円の合計110万円と認められる。

前記第2の1のとおり、原告は、平成25年2月13日、真匡会に対する強制執行により25万7717円の支払を受け、これを執行費用(9670円)、遅延損害金(1万0867円)及び元金(23万7360円)に充当したため、本件訴訟における請求額は、前記第1のとおり、86万2640円及びこれに対する遅延損害金となっている。

(2) 上記1(7)のとおり、原告は、本件医療機関債の利息名目で1万1457円の金銭を受け取ったことが認められる。

原告は、本件医療機関債の発行は、社会の倫理及び道徳に反する醜惡な行為であるから、利息受領額を損害から控除することは民法708条の趣旨に

反し、許されないと主張する。しかし、被告脇坂は本件医療債の発行に関し過失による不法行為責任を負うにとどまることから、損害の算定に当たり、原告が利息名目で受領した金額を控除するのが相当である。

そうすると、被告脇坂との関係では、上記金額を控除した後の原告の損害は、85万1183円(862,640-11,457)となる。

第4 結論

以上によれば、原告の被告今井、被告小泉、被告会社及び被告西澤に対する請求は、全部理由があるからこれを認容し、原告の被告脇坂に対する請求は、85万1183円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 後 藤 健

裁判官 緿 貢 義 昌

裁判官中村玲子は、転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 後 藤 健

これは正本である。

平成 27 年 3 月 27 日

東京地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 川 上 陽